

日本における地域を基盤とした 保育ソーシャルワークの特性分析(2)

Characteristic Analysis of Community Based Child Care Social Work in Japan(2)

坪 井 真

I. はじめに

山縣(2015)によれば、保育の分野におけるソーシャルワーク(以下、「保育ソーシャルワーク」という)の概念は、二つの特徴を包含しているという。(表1)

表1 保育ソーシャルワークの概念に内在する二つの特徴

保育者が活用するソーシャルワーク	保育・子育てに対するソーシャルワーク
保育者がソーシャルワークの「マインド論」や「基礎知識・技術」を学び、実践に活用する。	「子育て支援の場面」において「子育て問題」の解決を支援する専門的なソーシャルワーク。

備考：日本保育ソーシャルワーク学会『第2回研究大会』の基調講演「保育ソーシャルワーク考」(山縣2015)に基づき筆者作成。

山縣が示した保育ソーシャルワークの概念に内在する二つの特徴は、実践主体で相違しているが、支援の対象者(子育てのニーズをもつ人たち)は共通している。つまり、保育ソーシャルワーク概念に内在する二つの特徴は、支援の対象を中核に位置づけ、実践主体と実践領域を関連づける保育ソーシャルワーク概念の可能性を示唆しているのではないか。

一方、保育ソーシャルワークを主題とした先行研究(鶴2006、井上2009、伊藤・他2012、山本2013)では、保育ソーシャルワークの概念が多義的であり、実践者と研究者が共通基盤として認識する概念の構築は重要な研究課題である。具体的には、①実践主体(保育者や保育・子育て支援に関わるソーシャルワーカー)、②支援の対象(保育サービスを利用する子どもと保護者もしくは地域社会で生活する乳幼児期の子どもと保護者)、③実践領域のレベル(ミクロ・レベル、メゾ・レベル、マクロ・レベル)を実証的に分析・考察し、保育ソーシャルワークの共通基盤を構築する必要がある。

そこで筆者は、地域を基盤とした保育ソーシャルワークの特徴を実証的に分析・考察するため、①非形式的言語分析(研究に関連する概念やコンテキストの整理、作業仮説の検討)、②質的データの特性に着目した形式的演繹推理(仮説検証)、③量的データの特性に

着目した形式的演繹推理（仮説検証）という分析プロセスを設定した。

このうち、別稿（坪井2017）では理論仮説を設定し、非形式的言語分析（①研究に関連する概念やコンテキストの整理、③分析対象地域の検討、④作業仮説の検討）に取り組んだ。その結果は以下のとおりである。

(1)理論仮説

地域特性（独立変数）が異なると当該地域における保育ソーシャルワークの実態（従属変数）も変容する。

(2)研究に関連する概念やコンテキストの整理

本研究は、先行研究（伊藤・他2012）が示す『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』と関連深い行政区画の市区町村を「地域」の基礎単位に位置づける。また、分析対象地域の保育・子育てに関連する事象を重視し、市区町村単位の人口・世帯数や保育サービスならびに保育ニーズの実態を示す統計データを活用し、理論仮説に内在する独立変数の「地域特性」を設定する。

一方、理論仮説に内在する従属変数（地域特性に影響を受ける保育ソーシャルワークの実態）として、本研究は、①市区町村（分析対象地域）における地域福祉活動計画の策定状況、②（分析対象地域が策定済みの場合）市区町村地域福祉活動計画における『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』の状況を位置づける。

(2)分析対象地域

保育ニーズや保育サービスの実態に関連する厚生労働省の調査結果や国勢調査のデータに基づき、理論仮説を検討した。その結果、本研究は、保育ニーズや保育サービスの実態を比較検証できる26地域の指定都市・中核市を分析対象地域とする。また、理論仮説の独立変数（地域特性）は、当該地域（指定都市・中核市）における待機児童数、保育施設の在所児数と施設数の状況（8つのカテゴリーに基づく特性）を位置づける。（表2）

表2 待機児童数の比率および保育施設数・在所児数の中央値に基づく指定都市・中核市の分類

在所児数	保育施設数	待機児童数の比率 $Me \leq n$	待機児童数の比率 $Me \geq n$
$Me \leq n$	$Me \leq n$	仙台市 浜松市 熊本市 ※3行政区画（類型1）	札幌市 さいたま市 静岡市 大阪市 堺市 姫路市 岡山市 広島市 福岡市 ※9行政区画（類型5）
$Me \leq n$	$Me \leq n$	倉敷市 ※1行政区画（類型2）	※行政区画：無
$Me \leq n$	$Me \leq n$	宇都宮市 ※1行政区画（類型3）	※行政区画：無
$Me \leq n$	$Me \leq n$	川越市 船橋市 東大阪市 豊中市 西宮市 奈良市 高松市 松山市 大分市 那覇市 ※10行政区画（類型4）	旭川市 尼崎市 ※2行政区画（類型6）

備考：①Meは中央値を表す。また、nは待機児童数の比率・在所児数・保育施設数を表す。②『平成27年4月の保育園等の待機児童数とその後（平成27年10月時点）の状況について』（厚生労働省2016）と『平成26年 社会福祉施設等調査』（厚生労働省2015）に基づき筆者作成。

(3)作業仮説

以上の議論に基づき、本研究は、分析対象の指定都市・中核市における待機児童数、保育施設の在所児数と施設数の状況を独立変数に位置づけ、当該地域における地域福祉活動計画の策定状況(作業仮説①)および地域福祉活動計画における『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』の状況(作業仮説②)を従属変数に位置づけ、以下の作業仮説および分析プロセスを設定する。

【作業仮説①】

分析対象の指定都市・中核市における待機児童数、保育施設の在所児数と施設数の状況が異なると当該地域における地域福祉活動計画の策定状況も変容する。

また、作業仮説①で地域福祉活動計画の策定が確認できた指定都市・中核市は、作業仮説②の分析・考察をおこなう。

【作業仮説②】

分析対象の指定都市・中核市における待機児童数、保育施設の在所児数と施設数の状況が異なると当該地域の地域福祉活動計画における『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』の状況も変容する。

そこで本稿は、表2の26地域(指定都市・中核市)を対象とした解釈的アプローチによる質的分析をおこない、上記の作業仮説を検証する。

II. 結果と考察

1. 作業仮説①の検証(分析結果と考察)

(1)はじめに

【作業仮説①】

分析対象の指定都市・中核市における待機児童数、保育施設の在所児数と施設数の状況が異なると当該地域における地域福祉活動計画の策定状況も変容する。

上記のとおり、本研究の作業仮説①は、独立変数(影響を与える変数)が「分析対象の指定都市・中核市における待機児童数、保育施設の在所児数と施設数の状況」であり、従属変数(独立変数に影響を受ける変数)が「当該地域における地域福祉活動計画の策定状況」である。そこで表2の「在所児数(中央値との比較)」「保育施設数(中央値との比較)」「待機児童数の比率(中央値との比較)」が同じ類型(1~6)単位で26地域(表2の指定都市・中核市)における地域福祉活動計画の策定状況を分析する。

(2)類型1（分析対象地域）における地域福祉活動計画の策定状況

表2の類型1に該当する分析対象地域（指定都市・中核市）は、宮城県仙台市（以下、「仙台市」という）、静岡県浜松市（以下、「浜松市」という）、熊本県熊本市（以下、「熊本市」という）である。このうち、仙台市は平成28（2016）年3月に『第4次地域福祉活動計画 せんだいaiプラン』を策定している。また、浜松市は平成26（2014）年4月に『第3次地域福祉活動計画』を策定した。さらに熊本市は、行政計画と一体化した『第3次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画』を平成27（2015）年3月に策定している。

このように類型1（①在所児数が中央値以上、②保育施設数が中央値以上、③待機児童数の比率が中央値以上）の分析対象地域は、いずれも地域福祉活動計画を策定していた。

(3)類型2（分析対象地域）における地域福祉活動計画の策定状況

表2の類型2に該当する分析対象地域（指定都市・中核市）は、岡山県倉敷市（以下、「倉敷市」という）である。類型2（①在所児数が中央値以上、②保育施設数が中央値以下、③待機児童数の比率が中央値以上）の分析対象地域である倉敷市は、平成27（2015）年11月に『第2次倉敷市地域福祉活動計画』を策定している。

(4)類型3（分析対象地域）における地域福祉活動計画の策定状況

表2の類型3に該当する分析対象地域（指定都市・中核市）は、栃木県宇都宮市（以下、「宇都宮市」という）である。類型3（①在所児数が中央値以下、②保育施設数が中央値以上、③待機児童数の比率が中央値以上）の分析対象地域である宇都宮市は、平成25（2013）年3月に『第3次宇都宮市地域福祉活動計画』を策定している。

(5)類型4（分析対象地域）における地域福祉活動計画の策定状況

表2の類型4に該当する分析対象地域（指定都市・中核市）は、埼玉県川越市（以下、「川越市」という）、千葉県船橋市（以下、「船橋市」という）、大阪府東大阪市（以下、「東大阪市」という）、埼玉県川越市（以下、「川越市」という）、千葉県船橋市（以下、「船橋市」という）、大阪府東大阪市（以下、「東大阪市」という）、大阪府豊中市（以下、「豊中市」という）、兵庫県西宮市（以下、「西宮市」という）、奈良県奈良市（以下、「奈良市」という）、香川県高松市（以下、「高松市」という）、愛媛県松山市（以下、「松山市」という）、大分県大分市（以下、「大分市」という）、沖縄県那覇市（以下、「那覇市」という）である。各地域における地域福祉活動計画の策定状況は表3のとおりである。

表3 類型4に該当する分析対象地域の策定状況

分析対象地域	地域福祉活動計画の策定状況
川越市	『みんなで作る福祉のまち川越プラン～第三次川越市地域福祉計画・第四次川越市地域福祉活動計画～』 ※平成28(2016)年3月策定 ※行政計画と一体化した計画
船橋市	『船橋市地域福祉活動計画第3次支え合いのまちづくりプラン』 ※平成28(2016)年3月策定
東大阪市	『新・地域福祉活動計画スクラム'18』 ※平成26(2014)年4月策定
豊中市	『第3次豊中市地域福祉活動計画LIFEプランとよなか3』 ※平成16(2004)年3月策定
西宮市	『西宮市社協第8次地域福祉活動計画』 ※平成27(2015)年3月策定
奈良市	『奈良市地域福祉活動計画』 ※平成16(2004)年9月策定
高松市	『第2期地域福祉活動計画』 ※平成24(2012)年3月策定
松山市	『松山市地域福祉活動推進計画(まつやま社協なもしプラン)』 ※平成26(2014)年3月策定
大分市	『みんなが主役のささえあいプラン 第3期大分市地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画』 ※平成26(2014)年3月策定 ※行政計画と一体化した計画
那覇市	『第3次那覇市地域福祉計画及び那覇市地域福祉活動計画』 ※平成27(2015)年3月策定 ※行政計画と一体化した計画

このように類型4(①在所児数が中央値以下、②保育施設数が中央値以下、③待機児童数の比率が中央値以上)の分析対象地域は、いずれも地域福祉活動計画を策定していた。

(6)類型5(分析対象地域)における地域福祉活動計画の策定状況

表2の類型5に該当する分析対象地域(指定都市・中核市)は、北海道札幌市(以下、「札幌市」という)、埼玉県さいたま市(以下、「さいたま市」という)、静岡県静岡市(以下、「静岡市」という)、大阪府大阪市(以下、「大阪市」という)、大阪府堺市(以下、「堺市」という)、兵庫県姫路市(以下、「姫路市」という)、岡山県岡山市(以下、「岡山市」という)、広島県広島市(以下、「広島市」という)、福岡県福岡市(以下、「福岡市」という)である。各地域における地域福祉活動計画の策定状況は表4のとおりである。

表4 類型5に該当する分析対象地域の策定状況

分析対象地域	地域福祉活動計画の策定状況
札幌市	『さっぽろ市民福祉活動計画』 ※平成24(2012)年3月策定
さいたま市	『第2次さいたま市地域福祉活動計画』 ※平成25(2013)年3月策定
静岡市	『静岡市社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画』 ※平成27(2015)年3月策定
大阪市	『地域福祉活動をすすめるための大切な視点』 ※平成25(2013)年3月策定
堺市	『堺あったかぬくもりプラン3 第3次堺市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画』 ※平成26(2014)年3月策定 ※行政計画と一体化した計画
姫路市	『姫路市社会福祉協議会地域福祉推進計画』 ※平成24(2012)年3月策定
岡山市	『岡山市社協第2次地域福祉活動計画』 ※平成27(2015)年3月策定
広島市	『地域福祉活動第6次5か年計画』 ※平成25(2013)年3月策定
福岡市	『福岡市社会福祉協議会第5期地域福祉活動計画』 ※平成28(2016)年3月策定

このように類型5（①在所児数が中央値以上、②保育施設数が中央値以上、③待機児童数の比率が中央値以下）の分析対象地域は、いずれも地域福祉活動計画を策定していた。但し、大阪市は従前の地域福祉活動計画を見直し、市民による地域福祉活動の主体性を重視した内容となっている。

(7)類型6（分析対象地域）における地域福祉活動計画の策定状況

表2の類型6に該当する分析対象地域（指定都市・中核市）は、北海道旭川市（以下、「旭川市」という）と兵庫県尼崎市（以下、「尼崎市」という）である。このうち、旭川市は平成26（2014）年3月に『旭川市社会福祉協議会第5期地域福祉活動計画』を策定している。また、尼崎市は平成24（2012）年3月に『地域福祉推進計画』を策定した。

このように類型6（①在所児数が中央値以下、②保育施設数が中央値以下、③待機児童数の比率が中央値以下）の分析対象地域は、いずれも地域福祉活動計画を策定していた。

(8)考察

上述のとおり、本研究が分析した26地域（指定都市・中核市）は「分析対象の指定都市・中核市における待機児童数、保育施設の在所児数と施設数の状況」（独立変数）が異なる場合でも「当該地域における地域福祉活動計画」（従属変数）を策定していた。

したがって、分析対象の26地域（指定都市・中核市）に限っていえば、保育ニーズや保育サービスの実態に関連する地域特性（待機児童数、保育施設の在所児数、施設数の状況）は、地域福祉活動計画の策定状況に影響を与えていない可能性が高いといえよう。

2. 作業仮説②の検証（分析結果と考察）

(1)はじめに

【作業仮説②】

分析対象の指定都市・中核市における待機児童数、保育施設の在所児数と施設数の状況が異なると当該地域の地域福祉活動計画における『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』の状況も変容する。

上記のとおり、本研究の作業仮説②は、独立変数（影響を与える変数）が「分析対象の指定都市・中核市における待機児童数、保育施設の在所児数と施設数の状況」であり、従属変数（独立変数に影響を受ける変数）が「当該地域の地域福祉活動計画における『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』の状況」である。

そこで26地域（表2の指定都市・中核市）の地域福祉活動計画における『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』の状況を分析する。なお、岡山市地

域福祉活動計画の詳細は公表されていないため、以下の分析対象から除外する。

(2)類型1（分析対象地域）における作業仮説②の分析

類型1に該当する分析対象地域（指定都市・中核市）のうち、仙台市の『第4次地域福祉活動計画せんだいaiプラン』は、表5のとおり、基本目標を設定している。しかしながら、当該計画は「施策の方向性」(基本目標に基づく具体的取り組み)において『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』を明記していない。

表5 仙台市の『第4次地域福祉活動計画せんだいaiプラン』における基本目標

<ul style="list-style-type: none"> ①身近な福祉課題に気づく力を高める ②課題を共有する場づくりを高める ③解決のために行動する ④一人ひとりの市民の参加を促進する

浜松市の『第3次地域福祉活動計画』は、表6のとおり、基本計画（5つの柱）を設定している。このうち「④生活支援体制の整備に取り組みます」の具体的取り組みとして「子ども等地域住民が安心して暮らせる地域での見守りを推進します」という記述はみられるが、当該計画に『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』は明記されていない。

表6 浜松市の『第3次地域福祉活動計画』における基本計画（5つの柱）

<ul style="list-style-type: none"> ①広報啓発・福祉教育の推進に取り組みます ②ボランティア活動の促進に取り組みます ③身近な地域での福祉活動の推進に取り組みます ④生活支援体制の整備に取り組みます ⑤災害時のボランティア活動・災害時要援護者支援活動の整備に取り組みます

熊本市の『第3次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画』（以下、「第3次熊本市地域福祉活動計画」という）は、表7のとおり、地域福祉活動計画の活動目標を設定している。

表7 熊本市の『第3次熊本市地域福祉活動計画』における活動目標（地域福祉活動計画）

<ul style="list-style-type: none"> ①住民主体による地域福祉活動の推進 ②地域みんな（日常生活圏域）で支えあう環境づくりの推進 ③みんなの暮らしを支える仕組みづくりの推進

このうち「①住民主体による地域福祉活動の推進」の取り組みとして『住民交流の場づくり』が位置づけられており、「地域で各種団体や住民相互の交流を通じた顔見知りになる場づくりと情報共有ができる機会を創出することにより、(中略)子育て家庭等で見守りや生活支援が必要な方々に対しては、地域全体で重層的なサポートができる体制づくり

をすすめながら、孤立化の防止に努めます」と明記されている。

また、「②地域みんな(日常生活圏域)で支えあう環境づくりの推進」の取り組みとして『多職種間ネットワークの構築』が位置づけられており、その中で「支援が必要な高齢者や障がい者、子育て家庭等へ、適切な支援策を見出すためのコーディネートを行うため、福祉施設や医療機関をはじめ、住民の生活サービスに関わる事業者等とのネットワークを構築し、地域支援と専門支援を融合した多職種間による地域福祉推進力の拡大を図ることにより、新しい日常生活支援のあり方を探ります」と明記されている。

(3)類型2（分析対象地域）における作業仮説②の分析

類型2に該当する倉敷市の『第2次倉敷市地域福祉活動計画』は、表8のとおり、基本目標を設定している。しかしながら、当該計画は『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』を明記していない。

表8 倉敷市の『第2次倉敷市地域福祉活動計画』における基本目標

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①互いに助けあい、支えあう地域づくり②誰もが安心して福祉サービスを受けられる地域づくり③地域で安心して暮らすための基盤づくり |
|--|

(4)類型3（分析対象地域）における作業仮説②の分析

類型3に該当する宇都宮市の『第3次宇都宮市地域福祉活動計画』は、表9のとおり、基本目標を設定している。しかしながら、当該計画は『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』を明記していない。

表9 宇都宮市の『第3次宇都宮市地域福祉活動計画』における基本目標

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①福祉のこころをはぐくむづくり②安心して暮らせる仕組みづくり③地域で支えあうまちづくり |
|---|

(5)類型4（分析対象地域）における作業仮説②の分析

類型4に該当する分析対象地域（指定都市・中核市）のうち、川越市の『みんなでつくる福祉のまち川越プラン～第三次川越市地域福祉計画・第四次川越市地域福祉活動計画～』（以下、「第四次川越市地域福祉活動計画」という）は、表10のとおり、基本方針を設定している。当該計画は、行政計画（第三次川越市地域福祉計画）と統合した構成になっており、市民・川越市役所・川越市社会福祉協議会の役割と取り組みが記されている。

また、当該計画は『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』を明記していないが、市民・川越市役所・川越市社会福祉協議会による見守り体制や見守

り活動の対象として子育て家庭（親子）が位置づけられている。

表10 川越市の『第四次川越市地域福祉活動計画』における基本方針

<ul style="list-style-type: none"> ①地域福祉への関心を高めよう ②地域での活動の担い手になろう ③さまざまな人を交流し、みんなで支え合う地域にしよう ④地域でのネットワークをつくろう ⑤だれもがいきいきと安心して暮らし続けられる地域にしよう

船橋市の『船橋市地域福祉活動計画第3次支え合いのまちづくりプラン』は、表11のとおり、重要課題を設定している。しかしながら、当該計画は『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』を明記していない。

表11 船橋市の『船橋市地域福祉活動計画第3次支え合いのまちづくりプラン』における重要課題

<ul style="list-style-type: none"> ①地域包括ケアシステムの構築（生活支援・助け合い活動の推進） ②「安心登録カード事業」の推進 ③「ボランティア」の確保・充実 ④災害時における支援体制の構築

東大阪市の『新・地域福祉活動計画スクラム'18』は、表12のとおり、基本目標を設定している。しかしながら、当該計画は『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』を明記していない。

表12 東大阪市の『新・地域福祉活動計画スクラム'18』における基本目標

<ul style="list-style-type: none"> ①つながり、支えあうまちをつくろう ②地域で発見、相談、支援できるしくみをつくろう ③地域福祉のこころをはぐくもう

豊中市の『第3次豊中市地域福祉活動計画LIFEプランとよなか3』は、表13のとおり、当該計画の取り組みを設定している。このうち「④主体性を活かした多様な活動・事業の展開」における豊中市社会福祉協議会の取り組みとして「子育て支援活動の充実」が明記されている。

表13 豊中市の『第3次豊中市地域福祉活動計画LIFEプランとよなか3』における取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ①市民一人ひとりの主体形成 ②地域でのつながりづくり、ニーズの発見・伝達・代弁 ③地域福祉活動への多様な参加 ④主体性を活かした多様な活動・事業の展開 ⑤地域福祉をすすめるための提言

西宮市の『西宮市社協第8次地域福祉活動計画』は、表14のとおり、推進目標を設定している。このうち「①住民と多様な主体がともに進める地域福祉活動の推進」における「つどう場・つながり合う場づくり」の活動として「武庫川女子大学子育てひろばでの発達障害児の居場所づくり」が明記されている。また、「②SOSに気づき、SOSをもらさない総合相談支援体制の構築」における西宮市社会福祉協議会の取り組みとして「子どもの貧困問題等（子ども・子育てに関する対応）」が掲げられている。但し、この取り組みは市民主体の地域福祉活動というよりも国の制度・政策（『子どもの貧困対策の推進に関する法律』や『子どもの貧困対策大綱』）に基づいている。

表14 西宮市の『西宮市社協第8次地域福祉活動計画』における推進目標

- | |
|---|
| ①住民と多様な主体がともに進める地域福祉活動の推進
②SOSに気づき、SOSをもらさない総合相談支援体制の構築
③共生のまちづくりに向けての土壌づくり
④共生のまちづくり実践（市社協によるモデル展開） |
|---|

奈良市の『奈良市地域福祉活動計画』は、表15のとおり、基本目標を設定している。しかしながら、当該計画は『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』を明記していない。

表15 奈良市の『奈良市地域福祉活動計画』における基本目標

- | |
|--|
| ①ひとづくり（地域福祉を推進する主体性）
②まちづくり（交流と連携）
③ネットワークづくり（くらしを支えあう活動・サービス） |
|--|

高松市の『第2期地域福祉活動計画』は、表16のとおり、基本目標を設定している。

表16 高松市の『第2次地域福祉活動計画』における基本目標

- | |
|--|
| ①支え合う地域づくりと担い手づくり
②住民の立場に立った福祉サービスの提供 |
|--|

このうち、「①支え合う地域づくりと担い手づくり」における高松市社会福祉協議会の取り組み（高松市役所からの受託事業）として「ひとり親世帯日常生活支援事業」を掲げている。しかしながら、当該計画は『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』を明記していない。

松山市の『松山市地域福祉活動推進計画（まつやま社協なもしプラン）』は、表17のとおり、基本目標を設定している。このうち「①地域コミュニティの形成」における松山市社会福祉協議会の『地域交流サロン助成事業』として「関係者と連携しながら、サロン数の拡充を目指す。特に子育てサロン、そして高齢者や子育て等の複合型サロンの開設支援に力を

入れる」ことが明記されている。

表17 松山市の『松山市地域福祉活動推進計画（まつやま社協なもしプラン）』における基本目標

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①地域コミュニティの形成 ②福祉サービスの健全な発達と適切な利用促進 ③福祉の風土づくり ④市社協活動・事業推進の基盤づくり |
|---|

大分市の『みんなが主役のささえあいプラン第3期大分市地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画』（以下、「第4次大分市地域福祉活動計画」という）は、表18のとおり、基本目標を設定している。しかしながら、当該計画は『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』を明記していない。

表18 大分市の『第4次大分市地域福祉活動計画』における基本目標

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①地域のつながりをつくる ②地域福祉の担い手をつくる ③課題を深刻化させない ④安心・安全をつくる |
|--|

那覇市の『第3次那覇市地域福祉計画及び那覇市地域福祉活動計画』（以下、「第3次那覇市地域福祉活動計画」という）は、表19のとおり、基本目標を設定している。しかしながら、当該計画は『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』を明記していない。

表19 那覇市の『第3次那覇市地域福祉活動計画』における基本目標

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①福祉活動を推進するための風土づくり ②必要な人に最適の支援が届く仕組みづくり ③住民による支え合いで地域力を育む |
|---|

(6) 類型5（分析対象地域）における作業仮説②の分析

類型5に該当する分析対象地域（指定都市・中核市）のうち、札幌市の『さっぽろ市民福祉活動計画』は、表20のとおり、基本目標を設定している。このうち、「③地域の社会資源との連携・協働によるネットワークの推進」の具体的取り組みとして「地域での子育て支援の充実に向けた環境づくり」が明記されている。

表20 札幌市の『さっぽろ市民福祉活動計画』における基本目標

- ①市民がお互いに支え合う活動の推進
- ②福祉的な支援を必要とする方々を支える活動の推進
- ③地域の社会資源との連携・協働によるネットワークの推進

さいたま市の『第2次さいたま市地域福祉活動計画』は、表21のとおり、基本目標を設定している。このうち「②住民個々に対する福祉サービスの充実」の推進項目として「地域に暮らす子ども（子育て世帯）への支援」が明記されている。しかしながら、その具体的取り組みは、さいたま市社会福祉協議会の「子育てヘルパー派遣事業」（さいたま市役所からの受託事業）であり、住民主体の『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』と異なる。

表21 さいたま市の『第2次さいたま市地域福祉活動計画』における基本目標

- ①住民がともに支えあう活動の推進
- ②住民個々に対する福祉サービスの充実
- ③高齢者・障害者の権利擁護の推進
- ④ボランティアの育成と活動の充実
- ⑤福祉活動の協働と連携
- ⑥社会福祉協議会組織の機能強化

静岡市の『静岡市社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画』は、表22のとおり、基本目標を設定している。しかしながら、当該計画は『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』を明記していない。

表22 静岡市の『静岡市社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画』における基本目標

- ①一人ひとりに必要な支援を提供できる環境づくり
- ②市民との協働による地域づくり
- ③地域福祉を担う人づくり

大阪市の『地域福祉活動をすすめるための大切な視点』は、①一人ひとりの暮らしを大切に作るしくみをつくる（発見と見守り・権利擁護）、②同じ課題を抱える人たちを中心としたつながりをつくる（当事者を核にした組織化）、③多様な人・組織の強みを生かした活動参加と協働をすすめる（市民活動・ボランティア活動）、④福祉の心を育み学びの機会をつくる（福祉教育・ボランティア学習）、⑤地域と社会福祉施設・福祉サービス事業者の交流と連携を強める（社会福祉施設・事業との連携）、⑥災害時に誰も取り残されない地域をつくる（防災・減災に向けてのつながりづくり）という視点を明示している。しかしながら、『地域福祉活動をすすめるための大切な視点』は『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』を明記していない。

堺市の『堺あったかぬくもりプラン3 第3次堺市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画』（以下、「第5次堺市地域福祉活動計画」という）は「『ふだんの・くらしの・しあわせ』をめざし、わたしたちの“自治”と“協働”の力で、『地域生活を支えるしくみ』を充実します」という基本目標を設定している。しかしながら、当該計画は『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』を明記していない。

姫路市の『姫路市社会福祉協議会地域福祉推進計画』は、表23のとおり、推進目標を設定している。このうち「②暮らしを支える福祉サービスの提供」の具体的な事業として、市内各支部社会福祉協議会が取り組む「子育て支援事業の拡大」が明記されている。

表23 姫路市の『姫路市社会福祉協議会地域福祉活動計画』における推進目標

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①支えあいの福祉コミュニティづくり ②暮らしを支える福祉サービスの提供 |
|--|

広島市の『地域福祉活動第6次5か年計画』（各行政区単位の地域福祉活動計画）は、表24のとおり、基本目標を設定している。このうち「③その人らしい暮らしを支援します」と「④福祉ニーズ把握と課題解決の仕組みをつくります」に関連する取り組みとして「子どもの育ちの支援」が明記されている。

表24 広島市の『地域福祉活動第6次5か年計画』における基本目標

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①福祉のまちづくりをすすめます ②福祉活動への参加をすすめます ③その人らしい暮らしを支援します ④福祉ニーズ把握と課題解決の仕組みをつくります ⑤活動を円滑に推進するための組織活動基盤づくりを図ります |
|---|

福岡市の『福岡市社会福祉協議会第5期地域福祉活動計画』は、表25のとおり、重点項目を設定している。

表25 福岡市の『福岡市社会福祉協議会第5期地域福祉活動計画』における重点項目

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①小地域福祉活動の推進 ②ボランティアによる社会参加の拡大 ③生活課題解決モデルの開発 ④拠点型地域福祉の展開 ⑤地域福祉ソーシャルワーカーの機能強化（地域包括ケアの推進） ⑥権利擁護事業の拡充 ⑦地域福祉を推進するための基盤づくり |
|--|

当該計画には、子育て支援の取り組み（子育てサロン活動の支援、子どもの貧困問題解決など）が明示されている。しかしながら、これらの取り組みは、住民主体というよりも福岡市社会福祉協議会の事業的性格が強い。

(7)類型6（分析対象地域）における作業仮説②の分析

類型6に該当する分析対象地域（指定都市・中核市）のうち、旭川市の『旭川市社会福祉協議会第5期地域福祉活動計画』は「みんなが認めあい、つながりあい、支えあう心を育むまちづくりを目指します」という基本目標を設定している。しかしながら、当該計画は『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』を明記していない。

尼崎市の『地域福祉推進計画』は、表26のとおり、基本目標を設定している。当該計画は住民主体の行動計画という特徴も包含しているが、尼崎市社会協議会の事業計画という側面が強い。なお、「③社協は小さな力を大きく広げます」の取り組みとして、尼崎市社会福祉協議会の子育て支援事業が明記されている。

表26 尼崎市の『地域福祉推進計画』における基本目標

- | |
|--|
| ①社協は身近な窓口になります
②社協は地域福祉活動をひろげます
③社協は小さな力を大きく広げます
④社協は頼りになる存在になります |
|--|

(8)考察

本研究が分析した26地域（指定都市・中核市）のうち、『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』に関する取り組みが明記された地域福祉活動計画は、

- ①熊本市の『第3次熊本市地域福祉活動計画』（類型1）
- ②川越市の『第四次川越市地域福祉活動計画』（類型4）
- ③豊中市の『第3次豊中市地域福祉活動計画LIFEプランとよなか3』（類型4）
- ④西宮市の『西宮市社協第8次地域福祉活動計画』（類型4）
- ⑤高松市の『第2期地域福祉活動計画』（類型4）
- ⑥松山市の『松山市地域福祉活動推進計画（まつやま社協なもしプラン）』（類型4）
- ⑦札幌市の『さっぽろ市民福祉活動計画』（類型5）
- ⑧さいたま市の『第2次さいたま市地域福祉活動計画』（類型5）
- ⑨姫路市の『姫路市社会福祉協議会地域福祉推進計画』（類型5）
- ⑩広島市の『地域福祉活動第6次5か年計画』（類型5）
- ⑪尼崎市の『地域福祉推進計画』（類型6）

であった。

周知のとおり、地域を基盤としたソーシャルワークの援助技術はコミュニティ・オーガニゼーションであり、「地域に顕在・潜在する諸問題を、住民の主体性や問題解決力を中心に、地域に存するフォーマル、インフォーマル資源の動員、開発などといった組織化活動によって解決・解消に向わせようとする専門技術」（加山2010：81-82）とされる。また、本研究が分析対象とする地域福祉活動計画は、市区町村社会福祉協議会が計画策定・実施

の事務局として機能している。

前出の加山(2010:81-82)によれば、市区町村社会福祉協議会は「結成の段階からCO(筆者注:コミュニティ・オーガニゼーション)を活動の基礎理論として採用し、以降、変遷する社会状況に付随して惹起する地域問題への対抗手段として活用してきた」という。つまり、住民の生活圏域に近接した市区町村社会福祉協議会は、コミュニティ・オーガニゼーションに基づき『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』をおこなうソーシャルワークの専門機関といえよう。

したがって、本研究が分析対象とする地域福祉活動計画は、専門機関の市区町村社会福祉協議会が住民主体の『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』をコミュニティ・オーガニゼーションに基づき推進する計画として理解できる。

しかしながら、作業仮説②の分析では、半数以上(15地域)の地域福祉活動計画に『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』が明記されていない結果であった。また、『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』に関する取り組みが記された地域福祉活動計画のうち、明らかに行政機関や市区町村社会福祉協議会の事業として理解できる内容も多い。

以上の議論に基づき、作業仮説②の分析結果を整理するならば、分析対象地域の「地域福祉活動計画における『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』の状況」(従属変数)は、「分析対象の指定都市・中核市における待機児童数、保育施設の在籍児数と施設数の状況」と異なる要因(独立変数)に影響を受けているのではないかと考える。具体的には、地域福祉活動計画と密接に関連する当該地域の地域福祉計画(社会福祉法に基づく行政計画)や『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』に関連する当該地域の子ども子育て支援計画(次世代育成支援対策推進法ならびに子ども・子育て支援法に基づく行政計画)が影響を及ぼす変数として考えられる。

また、『「保育所と地域が協働した子育て支援活動研究事業」調査研究報告書』(全国社会福祉協議会2008:14)によれば、調査対象となった保育所は「市町村社会福祉協議会(筆者注:市区町村社協と同義)との連携がどの取り組みでも10%未満と非常に低い」状況であるという。さらに同報告書は「地域福祉や子育て文化を高めることの共通理解のもと(中略)市町村社会福祉協議会との連携」が重要であり、「保育所が主体的に地域に開く子育て支援の計画を策定する必要がある」と論じている。同報告書の議論に基づくならば、地域福祉活動計画の策定・実施における保育所(保育士)と市区町村社会福祉協議会の関係性も独立変数として重視すべきではないかと考える。

さらに「子育て当事者(親)や子育て支援者たちが、自分たちで地域の中に居場所を確保して、親同士が気兼ねなく交流し、お互いに支え合い、情報を交換し、学びあう場」(子育てひろば全国連絡協議会ホームページ)¹⁾である『子育てひろば』の実施主体(個人・

団体)と市区町村社会福祉協議会との関係性も独立変数に位置づけられる。

Ⅲ. まとめ

本稿は、26地域(表2)の地域福祉活動計画を解釈的アプローチにより質的分析をおこない、以下の作業仮説を検証した。

【作業仮説①】

分析対象の指定都市・中核市における待機児童数、保育施設の在所児数と施設数の状況が異なると当該地域における地域福祉活動計画の策定状況も変容する。

作業仮説①を分析した結果、26地域(指定都市・中核市)は「分析対象の指定都市・中核市における待機児童数、保育施設の在所児数と施設数の状況」(独立変数)が異なる場合でも「当該地域における地域福祉活動計画」(従属変数)を策定していた。したがって、分析対象の26地域に限っていえば、保育ニーズや保育サービスの実態に関連する地域特性は、地域福祉活動計画の策定状況に影響を与えていない可能性が高いといえよう。

【作業仮説②】

分析対象の指定都市・中核市における待機児童数、保育施設の在所児数と施設数の状況が異なると当該地域の地域福祉活動計画における『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』の状況も変容する。

作業仮説②を分析した結果、分析対象地域の「地域福祉活動計画における『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』の状況」(従属変数)は、「分析対象の指定都市・中核市における待機児童数、保育施設の在所児数と施設数の状況」と異なる要因(独立変数)に影響を受けているのではないかと考える。

今後は、分析対象地域の「地域福祉活動計画における『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』の状況」(従属変数)に対する別の要因(独立変数)の影響を分析・考察することが課題といえよう。具体的には、①地域福祉活動計画と密接に関連する当該地域の地域福祉計画(社会福祉法に基づく行政計画)や『地域子育て支援』や『家族・住民との連携やサークル等への支援』に関連する当該地域の子ども子育て支援計画(次世代育成支援対策推進法ならびに子ども・子育て支援法に基づく行政計画)の影響、②地域福祉活動計画の策定・実施における保育所(保育士)と市区町村社会福祉協議会の関係性(その影響)、③『子育てひろば』の実施主体(個人・団体)と市区町村社会

福祉協会との関係性（その影響）を実証的に分析・考察することが研究課題である。

- 1) 特定非営利活動法人子育てひろば全国連絡協会ホームページ (<https://kosodatehiroba.com/index.html>, 2016年10月21日アクセス)

参考文献

- 「保育所と地域が協働した子育て支援活動研究事業」調査・研究委員会（2008）『「保育所と地域が協働した子育て支援活動研究事業」調査研究報告書』社会福祉法人 全国社会福祉協議会。
- 井上寿美（2010）『「保育ソーシャルワーク」における「ソーシャルワーク」のとらえ方に関する一考察—「保育士が行うソーシャルワーク活動」を中心として—』『関西福祉大学社会福祉学部研究紀要』13, 127-135.
- 伊藤良高・香崎智郁代・永野典詞・三好明夫・宮崎由紀子（2012）「保育現場に親和性のある保育ソーシャルワークの理論と実践モデルに関する一考察」『熊本学園大学論集「総合科学」』19（1），1-21.
- 加山弾（2010）「コミュニティ・オーガニゼーション理論生成の系譜」『東洋大学社会学部紀要』47（1），81-96.
- 厚生労働省（2015）『平成26年 社会福祉施設等調査』厚生労働省。
- 厚生労働省（2016）『平成27年4月の保育園等の待機児童数とその後（平成27年10月時点）の状況について』厚生労働省。
- 坪井真（2017）「日本における地域を基盤とした保育ソーシャルワークの特性分析(1)」『鴨台社会福祉学論集』26.
- 鶴宏史（2006）「保育ソーシャルワークの実践モデルに関する考察（その1）—保育ソーシャルワーク試論(3)—」『福祉臨床学科紀要』3, 65-78.
- 山縣文治（2015）「保育ソーシャルワーク考—保育者によるソーシャルワークVS保育現場でのソーシャルワーク—」『日本保育ソーシャルワーク学会 第2回研究大会 抄録集』日本保育ソーシャルワーク学会。
- 山本佳代子（2013）「保育ソーシャルワークに関する研究動向」『山口県立大学学術情報（社会福祉学部紀要 通巻第19号）』6, 49-59.